

オーガニック菜園 運営規則

(第1条 趣旨)

- 1 本規則は小さな循環いい暮らし事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、コミュニティガーデン内に設置する一般向けオーガニック菜園（以下「オーガニック菜園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めたものである。
- 2 オーガニック菜園は、同菜園における活動を通じて循環型社会及び生活の知識の普及啓発及び実践を図る場とする。

(第2条 利用者の選出)

- 1 実行委員会は利用者を公募により募り、条件に適合するものの中から抽選で利用者を選出することとする。
- 2 実行委員会は前項で決定した利用者に対し、使用する区画を示したオーガニック菜園利用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。
- 3 空き区画が発生した場合または、若しくは、中途解約により空区画が発生した場合は、実行委員会は利用者を募ることとする。

(第3条 運営に伴う内容)

- 1 実行委員会は、利用者に1区画の菜園を貸し出すものとする。
- 2 利用者は第6条に定められている金額を支払うものとする。
- 3 菜園では有機堆肥を使用し、農薬や化学肥料は原則使用しない。ただし、実行委員会に事前に相談し、実行委員会がやむを得ないと判断した場合についてはこの限りではない。
- 4 栽培できる作物は、野菜、ハーブなどとし、利用期間内に収穫を終えることができる作物に限る。

(第4条 利用期間)

- 1 利用期間は許可書に記載した期間とし、原則、年度を単位とする。
- 2 利用期間の更新は、満期の2ヶ月前に手続きを行うものとする。ただし、実行委員会が特に必要があると認めるときは別途とする。
- 3 実行委員会は1ヶ月以上前に利用者へ通知を行うことにより、利用期間を変更することができる。実行委員会の都合により利用期間が短縮された場合、実行委員会は利用終了の日から第2条2項により交付した許可書に示す利用期間の終了する日までの利用料金を日割りで計算して利用者へ返金するものとし、利用者は意義を申し立てることはできないものとする。
- 4 利用者は、利用期間終了までに、作物や根の除去、整地等、メンテナンスを実施すること。

(第5条 利用時間)

利用時間は日の出から日没までとする。ただし、実行委員会が特に必要と認めるときは、利用時間を変更できるものとする。

(第6条 利用料金)

- 1 利用料金は、許可書に記載した金額とする。
- 2 料金は前納とする。

(第7条 利用者の資格)

菜園を利用できる者は、次の各号に定める条件を備えるものとする。

- (1) 福岡市民であること
- (2) 家族若しくは3名以上のグループであること。
- (3) 無農薬・有機栽培で野菜を育てることに同意すること。
- (4) 利用区分の管理を十分に行うことができること。
- (5) 利用者同士の交流を積極的に図ることができること。

(第8条 利用状況等の確認)

- 1 実行委員会は適正な利用を図るために、利用者に対して身分又は利用状況等を確認し、説明を求めることができる。
- 2 利用者は、実行委員会より身分又は利用状況等の確認及び説明を求められた場合には、これに応えなくてはならない。

(第9条 許可の中止・取り消し)

- 1 利用者が諸事情により利用を中止したい理由が起きた場合は利用中止届を実行委員会に届けるものとする。
- 2 実行委員会は、利用者が以下のいずれかの号に該当する場合は、許可を取り消すことができる。
 - (1) 届けられた書類に偽りなどがあった場合
 - (2) 規則を遵守できなかった場合
 - (3) 使用料の入金が期日までに無かった場合。
 - (4) その他管理者が不適切だと判断した場合
- 3 1項または前項の場合において、実行委員会は利用料を返還しないものとする。
- 4 1項または前項の場合において、利用者はそれまで貸出しを受けていた区画を第4条5項に従い整理しなければならない。なお、利用者が利用期間中に菜園の耕作等に費やした費用について、実行委員会は返還の義務を負わない。

(第10条 水道設備)

- 1 利用者は、目的の範囲内において、敷地内の水道施設を利用できるものとする。
- 2 利用者は水道を利用する場合は節水に心がけ、無駄な散水等は厳に慎むこととする。また、その他の利用者等がいる場合は譲り合うものとする。
- 3 水道施設は、敷地内でイベント等を行っている場合、そちらの利用を優先させるよう配慮するものとする。

(第11条 駐車場設備)

- 1 利用者は、目的の範囲内において、敷地内の駐車場を利用できるものとする。
- 2 利用者は、ゲートの開閉を自身で行うこととし、利用中及び利用後は施錠することとする。

(第12条 禁止事項)

- 1 利用者は、公共のマナーを遵守し、近隣住民や他の利用者に迷惑となる行為は厳に慎むこととする。
- 2 利用者は、事故や怪我、トラブル等が発生しないように万全の注意を払うものとする。
- 3 敷地内での事故については、その理由にかかわらず、一切の責任を実行委員会を負わないものとする。
- 4 利用者は、持参したスコップ等の道具を都度持ち帰ることとし、放置してはならない。

(第13条 委任)

この規則に定めるもの以外に必要な事項が出てきた場合は、実行委員会の判断で利用条件の変更、別途規約を定めることができるものとし、許可利用者はこれに従うものとする。

小さな循環いい暮らし事業実行委員会
委員長 加来 睦博